鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県代表監査委員 石 差 旺 英

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程(昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改正後 改正前

(課の分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

監査第一課

(1)~(4) 略

(5) 定期監査(工事監査を除く。以下同じ。)、 県が財政的援助を与えているもの等の監査、決算 及び基金運用状況の審査並びに健全化判断比率及 び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項 を記載した書類(以下「財政指標等」という。) の審査に関すること。

(6)~(8) 略

監査第二課

(1) 定期監査、県が財政的援助を与えているもの 等の監査、決算及び基金運用状況の審査並びに財 政指標等の審査に関すること。

(2)~(4) 略

監査第三課

(1) 定期監査、県が財政的援助を与えているもの 等の監査、決算及び基金運用状況の審査並びに財 政指標等の審査に関すること。

(2)~(7) 略

(職員の職)

第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、│第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、 監査主幹、監査主任、主事及び技師並びに特別調査 員とする。

(職務)

(課の分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

監査第一課

(1)~(4) 略

(5) 定期監査(工事監査を除く。以下同じ。)及 び県が財政的援助を与えているもの等の監査並び <u>に決算</u>及び基金運用状況の審査に関すること。

(6)~(8) 略

監査第二課

(1) 定期監査及び県が財政的援助を与えているも の等の監査<u>並びに決算</u>及び基金運用状況の審査に 関すること。

(2)~(4) 略

監査第三課

(1) 定期監査及び県が財政的援助を与えているも の等の監査並びに決算及び基金運用状況の審査に 関すること。

(2)~(7) 略

(職員の職)

監査主幹、監査主任、主任、主事及び技師並びに特 別調査員とする。

(職務)

|第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりであ|第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりであ|

る。

(1)~(4) 略

(5) 監査主幹、監査主任、主事及び技師並びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事する。

る。

(1)~(4) 略

(5) 監査主幹、監査主任<u>、主任</u>、主事及び技師並 びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事す る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。